



宮 崎 県 公 報

令和4年2月24日(木曜日) 第 283 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則

○漁船法施行細則の一部を改正する規則…………… (漁業管理課) 1

告 示

○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 4

○有害興行の指定…………… (こども家庭課) 4

○土砂災害警戒区域の指定の解除…………… (砂防課) 4

○土砂災害警戒区域の指定…………… (") 4

○土砂災害特別警戒区域の指定…………… (") 5

○建築基準法に基づく道路の位置の指定…………… (建築住宅課) 5

公 告

○土地改良区の役員の退任の届出…………… (農村整備課) 5

○土地改良区の解散…………… (") 5

○土地改良区の清算人の就任の届出…………… (") 5

○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 6

人事委員会規則

○職員の任用に関する規則の一部を改正する規則…………… 6

人事委員会公告

○令和4年度宮崎県職員採用試験(大学卒業程度(一般行政特別枠、土木特別枠、農業土木特別枠))の実施……………10

○令和4年度宮崎県職員採用試験(大学卒業程度(一般行政・土木・農業土木・林業(社会人)))の実施……………10

○令和4年度宮崎県職員採用試験(大学卒業程度(技術系職種))及び保健師採用試験の実施……………10

教育委員会規則

○教育職員免許法等施行細則の一部を改正する規則……………10

○教育職員免許の更新等に関する規則の一部を改正する規則……………25

教育委員会告示

○宮崎県指定有形文化財の指定……………25

○宮崎県指定有形文化財の指定解除……………25

規 則

漁船法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第5号

漁船法施行細則の一部を改正する規則

漁船法施行細則(平成14年宮崎県規則第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(許可申請書の添付書類) 第2条 法第4条第3項の申請書には、省令第2条第2項に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) 印鑑登録証明書(改造の場合を除く。) (2) [略] (3) 漁船の登録を抹消した船舶を漁船に改造し、又は転用する場合にあっては、抹消の事実を証する漁船原簿の謄本 (4) 漁船以外の船舶を漁船に改造し、又は転用する場合にあっては、船舶原簿又は船籍簿の謄本 2・3 [略] (登録申請の添付書類)	(許可申請書の添付書類) 第2条 法第4条第3項の申請書には、省令第2条第2項に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) 印鑑登録証明書(所有者の変更を伴わない改造又は転用の場合を除く。) (2) [略] (3) <u>他の都道府県知事が備える漁船原簿における漁船の登録が失効し、又は取り消された船舶を漁船に改造し、又は転用する場合にあっては、失効又は取消しの事実を証する漁船原簿の謄本</u> (4) 漁船以外の船舶を漁船に改造し、又は転用する場合にあっては、 <u>船舶法施行細則(明治32年逓信省令第24号)第29条第1項に規定する登録事項証明書又は小型船舶登録規則(平成14年国土交通省令第4号)第29条第2号の全部事項証明書</u> 2・3 [略] (登録申請の添付書類)

第6条 法第10条第2項の申請書には、省令第9条第2項から第4項までに定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 印鑑登録証明書（総トン数20トン以上の漁船の場合を除く。）
- (2) 前条第2項の認定通知書（法第8条の規定により知事の認定を受けなければならない動力漁船に限る。）
- (3) 総トン数20トン未満の漁船で、漁船の譲渡又は相続による所有者の変更に伴い、新しい所有者において提出されたものにあつては、その者が当該漁船の所有権を取得したことを証する書類

2 [略]

(変更の登録の申請)

第9条 [略]

2 前項の漁船変更登録申請書には、省令第13条の2第2項及び第3項に定めるもののほか、第5条第2項の漁船認定通知書（法第8条の規定により知事の認定を受けなければならない動力漁船に限る。）を添付するものとする。

(登録の謄本の交付の請求)

第11条 [略]

第6条 法第10条第2項の申請書には、省令第9条第2項から第4項までに定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 印鑑登録証明書（総トン数20トン以上の動力漁船の場合を除く。）

(2) 漁船の譲渡又は相続による所有者の変更に伴い新たな所有者において提出された場合にあつては、その者が当該漁船の所有権を取得したことを証する書類（総トン数20トン以上の動力漁船の場合を除く。）

2 [略]

(変更の登録の申請)

第9条 [略]

(登録の謄本の交付の請求)

第11条 [略]

(添付書類の省略)

第12条 この規則の規定により同時に2以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。

2 前項の場合のほか、知事は、特に必要がないと認めるときは、この規則の規定により申請書その他の書類に添付することとされている書類の添付を省略させることができる。

別記様式第1号から別記様式第4号までの規定、別記様式第6号、別記様式第7号及び別記様式第9号中「@」を削る。

別記様式第10号を次のように改める。

様式第10号 (第11条関係)

漁船原簿謄本交付申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者 住 所
氏 名〔 法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名 〕

下記により漁船原簿謄本の交付を受けたいので、漁船法第21条の規定により申請します。

記

漁船登録番号	船 名	謄本部数	抹消謄本部数
—			
—			
—			
—			
—			
—			
—			
—			
	部数計		
	金 額		円

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の漁船法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 130号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年2月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人海誠会 庄内の杜にじの花 訪問看護 S T	都城市庄内町8610番地	令和4年1月24日

宮崎県告示第 131号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

令和4年2月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
3年-18	映画	SMレズビアン	北川組 <新東宝映画>	令和4年1月21日
3年-19	映画	雨に叫べば	東映ビデオ <東映ビデオ>	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第 132号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、平成19年宮崎県告示第 337号、平成20年宮崎県告示第 201号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和4年2月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
高 原 町	湯ノ元	I-1-0781	急傾斜地の崩壊
	川原口1	I-1-0797	急傾斜地の崩壊
	湯ノ崎2	I-1-3309	急傾斜地の崩壊
	長 迫	II-1-0783	急傾斜地の崩壊
	大 久 保	II-1-0784	急傾斜地の崩壊
	川原口2	II-1-5474	急傾斜地の崩壊

上 広 原	II-1-5506	急傾斜地の崩壊
-------	-----------	---------

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部防砂課及び宮崎県小林土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 133号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和4年2月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
高 原 町	祓川 S 32	05-361-1-506 S	土 石 流
	湯ノ元	I-1-0781	急傾斜地の崩壊
	川原口1	I-1-0797	急傾斜地の崩壊
	湯ノ崎2	I-1-3309	急傾斜地の崩壊

長 迫	II-1-0783	急傾斜地の崩壊
大 久 保	II-1-0784	急傾斜地の崩壊
片 添	II-1-4894	急傾斜地の崩壊
瀬田尾-2	II-1-5367	急傾斜地の崩壊
川原口2	II-1-5474	急傾斜地の崩壊
石ヶ野	II-1-5481	急傾斜地の崩壊
上 広 原	II-1-5506	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県小林土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 134号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和4年2月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の渓流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高 原 町	祓川S32	05-361-1-506S	土石流
	湯ノ元	I-1-0781	急傾斜地の崩壊
	川原口1	I-1-0797	急傾斜地の崩壊
	湯ノ崎2	I-1-3309	急傾斜地の崩壊
	長 迫	II-1-0783	急傾斜地の崩壊
	大 久 保	II-1-0784	急傾斜地の崩壊
	片 添	II-1-4894	急傾斜地の崩壊
	瀬田尾-2	II-1-5367	急傾斜地の崩壊
	川原口2	II-1-5474	急傾斜地の崩壊
	石ヶ野	II-1-5481	急傾斜地の崩壊
上 広 原	II-1-5506	急傾斜地の崩壊	

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県小林土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 135号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和4年2月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	申請者氏名	位置	道路の概要(メートル)		指定年月日
			幅員	延長	
(高鍋)2021-4	株式会社吉野不動産代表取締役吉野大作	児湯郡新富町富田東一丁目28番1	4.50	31.25	令和4年2月10日

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、大淀川左岸土地改良区(宮崎市)の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和4年2月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

退任した役員

役名	氏名	住所
理事	戸敷 正	宮崎市鶴島2丁目12番21号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第1項第1号の規定により、縦崎土地改良区(高千穂町)が解散した。

令和4年2月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、縦崎土地改良区(高千穂町)の清算人の就任について次のとおり届出があった。

令和4年2月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した清算人

氏名	住所
佐藤 有三	高千穂町大字押方5260番地
後藤 雅雄	高千穂町大字押方4988番地
佐藤 又一	高千穂町大字押方4992番地1
佐藤 則義	高千穂町大字押方5069番地
安在 学	高千穂町大字押方5666番地

安 在 昭 則	高千穂町大字押方5364番地	建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により、 建設業者許可を次のとおり取り消した。 令和 4 年 2 月 24 日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣
戸 高 光 洋	高千穂町大字押方5654番地	

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-30)第8211号	(株)電計工業	前田 正暉	宮崎県宮崎市大坪東3-14-38	一般	電気工事業	令和4年1月13日付けで廃業した旨の届け	令和4年1月13日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-28)第13586号	石田電業	石田 憲司	宮崎県宮崎市大字本郷北方2599-4	一般	電気工事業	令和4年1月19日付けで廃業した旨の届け	令和4年1月19日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-02)第14062号	日向装工	糸平 仁	宮崎県東臼杵郡門川町庵川西3-43	一般	内装仕上工事業	令和4年1月27日付けで廃業した旨の届け	令和4年1月27日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-03)第8207号	川原電気(株)	川原 英和	宮崎県延岡市大武町54-25-2	一般	土木工事業、消防施設工事業	令和4年1月31日付けで廃業した旨の届け	令和4年1月31日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-02)第8642号	日豊建設(有)	椎葉 二郎	宮崎県日向市大字幸脇550-17	一般	鉄筋工事業、解体工事業	令和4年1月14日付けで廃業した旨の届け	令和4年1月14日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-30)第12505号	(株)大成技建	鬼塚 一廣	宮崎県宮崎市宮田町2-25	一般	とび・土工工事業、管工事業、舗装工事業	令和4年1月31日付けで廃業した旨の届け	令和4年1月31日(一部廃業)
宮崎県知事許可(特-30)第12505号	(株)大成技建	鬼塚 一廣	宮崎県宮崎市宮田町2-25	特定	土木工事業	令和4年1月31日付けで廃業した旨の届け	令和4年1月31日(一部廃業)

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 2 月 24 日

宮崎県人事委員会委員長 佐 藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第 1 号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和45年宮崎県人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第 2 区分試験及びその対象となる職、試験種目並びに出題分野					別表第 2 区分試験及びその対象となる職、試験種目並びに出題分野				
第 6 条第 1 項各号に掲げる採用試験	区分試験	区分試験の対象となる職	試験種目	出題分野	第 6 条第 1 項各号に掲げる採用試験	区分試験	区分試験の対象となる職	試験種目	出題分野
職員採用試験（大学卒業程度）	[略]	主として心理学に関する知識、技術その他の能力を必	基礎能力検査 専門試験 試験	専門試験 専門論文 試験	一般心理学（心 理学史、発達心 理学及び社会心	心理	主として心理学に関する知識、技術その他の能力を必	基礎能力検査 専門試験 試験	一般心理学（心 理学史、発達心 理学及び社会心

		要とする業務に従事することを職務とする職	専門論文 試験 人物試験 人物調査		理学を含む。) 、応用心理学 (教育心理学・産業心理学・臨床心理学)、調査・研究法、統計学等			要とする業務に従事することを職務とする職	専門論文 試験 人物試験 人物調査		理学を含む。) 、応用心理学 (教育心理学・産業心理学・臨床心理学)、調査・研究法、統計学等
社会福祉		主として社会福祉に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職			社会福祉概論 (社会保障を含む。)、社会学概論、心理学概論 (社会心理学を含む。)、社会調査等			主として社会福祉に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職			社会福祉概論 (社会保障を含む。)、社会学概論、心理学概論 (社会心理学を含む。)、社会調査等
電気		主として電気に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職			数学、物理、電磁気学、電気回路、電気計測・制御、電気機器、電力工学、電子工学、情報・通信工学等			主として電気に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職			数学、物理、電磁気学、電気回路、電気計測・制御、電気機器、電力工学、電子工学、情報・通信工学等
電気 (社 会人)			基礎能力 検査 専門試験 論文試験 人物試験 人物調査	専門試験				電気 (社 会人)			
機械		主として機械に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	基礎能力 検査 専門試験 専門論文 試験 人物試験 人物調査	専門試験 専門論文 試験	数学、物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作等			主として機械に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職			数学、物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作等
機械 (社 会人)			基礎能力 検査 専門試験 論文試験 人物試験 人物調査	専門試験				機械 (社 会人)			
土木		主として土木に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	基礎能力 検査 専門試験 専門論文 試験 人物試験 人物調査	専門試験 専門論文 試験	数学、物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工等			主として土木に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職			数学、物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工等
土木 (社 会人)			基礎能力 検査 専門試験 論文試験 人物試験 人物調査	専門試験				土木特別 控	基礎能力 検査 専門口述 試験 人物試験 人物調査		
土木 (社 会人)			基礎能力 検査 専門試験 論文試験 人物試験 人物調査	専門試験				土木 (社 会人)	基礎能力 検査 専門試験 論文試験 人物試験 人物調査		数学、物理、応

	会人)		検査 専門試験 論文試験 人物試験 人物調査				検査 専門試験 論文試験 試験 人物試験 人物調査	専門論文 試験	用力学、水理学 、土質工学、測 量、都市計画、 土木計画、材料 ・施工等
建築	主として建築に関 する知識、技術そ 他の能力を必要 とする業務に従事 することを職務と する職	基礎能力 検査 専門試験 専門論文 試験 人物試験 人物調査	専門試験 専門論文 試験	数学、物理、材 科学、構造力学 、環境原論、建 築史、建築構造 、建築計画、都 市計画、建築設 備、建築施工等		建築	主として建築に関 する知識、技術そ 他の能力を必要 とする業務に従事 することを職務と する職		数学、物理、材 科学、構造力学 、環境原論、建 築史、建築構造 、建築計画、都 市計画、建築設 備、建築施工等
化学	主として化学に関 する知識、技術そ 他の能力を必要 とする業務に従事 することを職務と する職			数学、物理、物 理化学、分析化 学、無機化学、 無機工業化学、 有機化学、有機 工業化学、化学 工学等		化学	主として化学に関 する知識、技術そ 他の能力を必要 とする業務に従事 することを職務と する職		数学、物理、物 理化学、分析化 学、無機化学、 無機工業化学、 有機化学、有機 工業化学、化学 工学等
農業	主として農業に関 する知識、技術そ 他の能力を必要 とする業務に従事 することを職務と する職			栽培学汎論、作 物学、園芸学、 育種遺伝学、植 物病理学、昆虫 学、土壤肥科学 、植物生理学、 畜産一般、農業 経済一般等		農業	主として農業に関 する知識、技術そ 他の能力を必要 とする業務に従事 することを職務と する職		栽培学汎論、作 物学、園芸学、 育種遺伝学、植 物病理学、昆虫 学、土壤肥科学 、植物生理学、 畜産一般、農業 経済一般等
農業土木	主として農業土木 に関する知識、技 術その他の能力を 必要とする業務に 従事することを職 務とする職			数学、応用力学 、水理学、測量 、土壌物理、農 業水利・土地改 良・農村環境整 備、農業土木構 造物、材料・施 工、農業機械、 農学一般等		農業土木	主として農業土木 に関する知識、技 術その他の能力を 必要とする業務に 従事することを職 務とする職		数学、応用力学 、水理学、測量 、土壌物理、農 業水利・土地改 良・農村環境整 備、農業土木構 造物、材料・施 工、農業機械、 農学一般等
農業土木 (社会人)		基礎能力 検査 専門試験 論文試験 人物試験 人物調査	専門試験			農業土木 特別枠		基礎能力 検査 専門口述 試験 人物試験 人物調査	
						農業土木 (社会人)		基礎能力 検査 専門試験 論文試験 試験 人物試験 人物調査	数学、応用力学 、水理学、測量 、土壌物理、農 業水利・土地改 良・農村環境整 備、農業土木構 造物、材料・施 工、農業機械、 農学一般等
畜産	主として畜産に関 する知識、技術そ	基礎能力 検査	専門試験 専門論文	家畜育種学、家 畜繁殖学、家畜		畜産	主として畜産に関 する知識、技術そ		家畜育種学、家 畜繁殖学、家畜

		他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	専門試験 専門論文試験 人物試験 人物調査	試験	生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般等			他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職		生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般等
	林業	主として林業に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職			森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学等			主として林業に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職		森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学等
	林業（社 会人）		基礎能力 検査 専門試験 論文試験 人物試験 人物調査	専門試験						
	水産	主として水産に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	基礎能力 検査 専門試験 専門論文 試験 人物試験 人物調査	専門試験 専門論文 試験	水産事情、水産経済、水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学等			主として水産に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職		水産事情、水産経済、水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学等
	管理栄養士	[略]								
[略]										

備考

この表の試験種目欄中次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1～3 [略]

4～11 [略]

別表第3 第10条第1項に掲げる採用試験又は区分試験の受験資格

採用試験名	受験資格				
職員採用試験（大学卒業程度）	1 [略]				
	2 [略]				
	3 前各号に該当する者であって、次の表の左欄に掲げる区分試験について受験しようとするものは、それぞれ同表右欄に掲げる資格を現に有し、若しくは課程を履修している者又は当該年度以降に実施される最初の国家試験において当該資格を取得見込みがあるもの若しくは当該課程を履修見込みの者でなければならない。				
	<table border="1"> <tr> <td>心理</td> <td>学校教育法に基づく大学において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程</td> </tr> <tr> <td>社会福祉</td> <td>社会福祉主事の資格を取得するのに必要な</td> </tr> </table>	心理	学校教育法に基づく大学において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程	社会福祉	社会福祉主事の資格を取得するのに必要な
心理	学校教育法に基づく大学において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程				
社会福祉	社会福祉主事の資格を取得するのに必要な				

備考

この表の試験種目欄中次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1～3 [略]

4 「専門口述試験」とは、専門的な知識、技術その他の能力についての口述式による試験をいう。

5～12 [略]

別表第3 第10条第1項に掲げる採用試験又は区分試験の受験資格

採用試験名	受験資格				
職員採用試験（大学卒業程度）	1 [略]				
	2 前号に該当する者であって、区分試験のうち土木特別枠、農業土木特別枠について受験しようとするものは、大学の卒業業者若しくは翌年3月末日までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者でなければならない。				
	3 [略]				
	4 第1号又は前号に該当する者であって、次の表の左欄に掲げる区分試験について受験しようとするものは、それぞれ同表右欄に掲げる資格を現に有し、若しくは課程を履修している者又は当該年度以降に実施される最初の国家試験において当該資格を取得見込みがあるもの若しくは当該課程を履修見込みの者でなければならない。				
	<table border="1"> <tr> <td>心理</td> <td>学校教育法に基づく大学において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程</td> </tr> <tr> <td>社会福祉</td> <td>社会福祉主事の資格を取得するのに必要な</td> </tr> </table>	心理	学校教育法に基づく大学において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程	社会福祉	社会福祉主事の資格を取得するのに必要な
心理	学校教育法に基づく大学において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程				
社会福祉	社会福祉主事の資格を取得するのに必要な				

	課程		課程
管理栄養士	管理栄養士の資格	管理栄養士	管理栄養士の資格
[略]		[略]	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会公告

令和 4 年度宮崎県職員採用試験（大学卒業程度（一般行政特別枠、土木特別枠、農業土木特別枠））の実施について、職員の任用に関する規則（昭和45年宮崎県人事委員会規則第 1 号）第12条の規定により、別冊のとおり公表する。

令和 4 年 2 月 24 日

宮崎県人事委員会委員長 佐 藤 健 司

令和 4 年度宮崎県職員採用試験（大学卒業程度（一般行政・土木・農業土木・林業（社会人）））の実施について、職員の任用に關

する規則（昭和45年宮崎県人事委員会規則第 1 号）第12条の規定により、別冊のとおり公表する。

令和 4 年 2 月 24 日

宮崎県人事委員会委員長 佐 藤 健 司

令和 4 年度宮崎県職員採用試験（大学卒業程度（技術系職種））及び保健師採用試験の実施について、職員の任用に関する規則（昭和45年宮崎県人事委員会規則第 1 号）第12条の規定により、別冊のとおり公表する。

令和 4 年 2 月 24 日

宮崎県人事委員会委員長 佐 藤 健 司

教育委員会規則

教育職員免許法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 2 月 24 日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第 1 号

教育職員免許法等施行細則の一部を改正する規則

教育職員免許法等施行細則（昭和30年宮崎県教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（聴聞の方法の特例）</p> <p>第40条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 聴聞の主宰者は、証人に対して証言を求めようとする場合は、あらかじめ宣誓を行わせるものとする。この場合において、証人は、宣誓書（別記様式第14号）を朗読し、かつ、これに署名押印しなければならない。</p>	<p>（聴聞の方法の特例）</p> <p>第40条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 聴聞の主宰者は、証人に対して証言を求めようとする場合は、あらかじめ宣誓を行わせるものとする。この場合において、証人は、宣誓書（別記様式第14号）を朗読し、かつ、これに署名しなければならない。</p>

別記様式第 1 号から別記様式第 6 号まで次のように改める。

別記
様式第1号 (第29条-第29条の3関係)

教育職員免許状授与願			
申請 免許状	教諭 (専修・1種・2種) 免許状		教科・ 領域
ふりがな	氏名	電話番号	本人・日中連絡先 所属 ()
現住所			
生年月日	(和暦) 年 月 日	本籍地	(都道府県)
<p>私は、関係書類を提出のうえ、上記免許状の授与を申請します。なお、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定に該当しないこと及びこの出願について虚偽のないことを誓います。</p> <p>(教育職員免許法第5条第1項3号から6号までの規定)</p> <p>3号 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>4号 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者</p> <p>5号 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者</p> <p>6号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 氏名 (自署)</p> <p>宮崎県教育委員会 殿</p>			

県収入証紙貼付欄
(授与手数料 3,300円分)

受付日付

※以下、宮崎県教育委員会記入欄

根拠規定	免許法第5条別表第 ()		
添付書類	学力に関する証明書	修得単位	教科・養護・栄養及び教職
	卒業証明書等		特支
	介護等体験証明書	所要資格取得年度	
	免許状の写し	審査	
	実務成績証明書	備考	
	戸籍抄本		
更新講習履修証明書			

様式第 2 号 (第 29 条、第 31 条—第 33 条、第 34 条関係)

実務成績証明書				
勤務校		氏名		生年月日 年 月 日
勤務成績	優良 ・ 不可 ※どちらかに○をつけ、評価の基礎となる具体的内容を記入すること			
① 教員としての在職期間	学校種	職名	期間	合計
	幼・小・中・高・ 特支 (幼・小・中・高)		年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日
	幼・小・中・高・ 特支 (幼・小・中・高)		年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日
	幼・小・中・高・ 特支 (幼・小・中・高)		年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日
	幼・小・中・高・ 特支 (幼・小・中・高)		年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日
② 実際に勤務しなかった期間及び事由 (休職・産休・育休等)	事由		期間	合計
			年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日
			年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日
			年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日
			年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日
(①の期間) — (②の期間)				年 月 日
上記のとおり副申する。				
年 月 日				
所属長職氏名				印
上記のとおり証明する。				
年 月 日				
実務証明責任者				印

- (備考) 1 勤務成績の欄には、勤務の状況、教育力、社会性その他について記入すること。
 2 学校種の欄では、該当する学校種に○をつけること。なお、特別支援学校勤務の場合には、在籍した部も選ぶこと。
 3 職名については、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、実習助手の別に記入する。講師の場合、常勤、非常勤の区別をして記入すること。
 4 現任校で証明する場合、「期間」の終期は証明日と同日とすること。
 5 複数の勤務校における在職期間を証明する場合は、それぞれの勤務校ごとに作成すること。
 6 実務証明責任者とは、国立学校又は公立学校の教員については所轄庁、私立学校の教員については当該学校を設置する学校法人等の理事長をいう。

様式第 2 号の 2 (第 30 条、第 33 条関係)

教育職員検定願				
申請 免許状	教諭 (専修・1種・2種・臨時・特別) 免許状			教科・ 領域
ふりがな			本人・日中連絡先	
氏名		電話 番号	所属 ()	
現住所				
生年月日	(和暦)	年	月	日 本籍地 (都道府県)
<p>私は、関係書類を添付のうえ、上記免許状の教育職員検定による授与を申請します。なお、教育職員免許法第 5 条第 1 項第 3 号から第 6 号までの規定に該当しないこと及びこの出願について虚偽のないことを誓います。</p> <p>(教育職員免許法第 5 条第 1 項第 3 号から第 6 号までの規定)</p> <p>3 号 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>4 号 第 10 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から 3 年を経過しない者</p> <p>5 号 第 11 条第 1 項から第 3 項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から 3 年を経過しない者</p> <p>6 号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p>年 月 日 氏名 (自署)</p> <p>宮崎県教育委員会 殿</p>				

県収入証紙貼付欄	受付日付
(普通免許状又は特別免許状の場合 5,000 円) (臨時免許状の場合 3,400 円)	

※以下、宮崎県教育委員会記入欄

根拠規定	免許法第 () 条第 () 項別表第 ()	審査
普通 免許	学力に関する証明書	戸籍抄本
	実務成績証明書	基礎資格
	人物に関する証明書	修得単位 教科・養護・栄養及び教職 特支
	身体に関する証明書	
教員免許状の写し	所要資格取得年度	年度
臨時 免許	臨時免許状授与内申書	講師 卒業、修了又は資格に関する証明書
	人物に関する証明書	成績証明書
	身体に関する証明書	更新する臨免原本
	教員免許状の写し	戸籍抄本
特別 免許	人物に関する証明書	推薦書
	身体に関する証明書	卒業、修了又は資格に関する証明書
	実地に関する経験又は技術の証明書	戸籍抄本

様式第 3 号 (第 30 条、第 33 条関係)

人物に関する証明書						
氏名		職名		生年月日		年 月 日
観察事項 (以下の該当欄に○印を付すこと。)						
1	責任感	ややもすれば責任を回避しがちである	責任を果たすが不十分である	責任を果たす	責任を十分に果たす	責任を積極的にこし方も完全こ果たす
2	協調性	協力して仕事をするのが少ない	協力して仕事をするが範囲が狭い	協力して仕事をする	多くの人と協力して仕事をする	全ての人と積極的に協力して仕事をする
3	計画性	計画性が少なく着眼性もあまり良くない	着眼点は良いが計画性がやや少ない	計画性がある	計画性があり着眼も良好である	優れた計画性があり着眼も良く計画は周到である
4	信頼度	誠実さに欠けるところがあり信頼が薄い	一応信頼されるがいくらか誠実さに欠けるところがある	誠実で信頼される	誠実で人々からの信頼が厚い	誠実で多くの人々から全面的に信頼される
5	判断力	ややもすれば判断に的確を欠くことがある	おおむね中正な判断をするが適当とは言えない	中正な判断をする	中正で的確な判断をする	あらゆる場合に中正で的確な判断をする
6	言動	言動に慎重を欠きがちである	言動に慎重であるがやや明快さや節度に欠けるところがある	言動と動作とも普通である	言動は明快で動作に節度がある	言動は非常に明快で動作に節度があり品位も失われない
教員としての適格性		有 ・ 無 ※どちらかに○をつけ、その理由を記入すること				
上記のとおり副申する。 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">所属長職氏名 印</div>						
上記のとおり証明する。 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">証明責任者 印</div>						

(備考) 1 所属長の証明は、現職でない者は出身学校又は勤務場所の責任者によるものとする。
 2 証明責任者とは、国立学校又は公立学校の教員については所轄庁、私立学校の教員については当該学校を設置する学校法人等の理事長をいう。

様式第 4 号 (第 30 条、第 33 条関係)

身体に関する証明書	
氏名	
生年月日	年 月 日生
視力	右 (矯正) 右 左 左
聴力	右 左
疾病異常等の所見	
上記のとおり診断する。 年 月 日 医療機関 所在地 名 称 医師氏名 ㊟	

様式第 4 号の 2 (第 31 条—第 33 条、第 34 条関係)

実地に関する経験又は技術の証明書

氏 名

生年月日 年 月 日

在職期間	職名	勤務先、勤務内容等
年 月 日から 年 月 日まで		
技術に関する証明		
上記のとおり実地に関する経験を有し、その技術が優秀であることを証明します。 年 月 日 証明者 住 所 氏 名 印		

様式第 4 号の 3 (第 31 条の 2 関係)

実務に関する証明書

勤務先		氏名		生年月日	年 月 日
-----	--	----	--	------	-------

勤務状況

勤務成績	優良 ・ 不可 ※どちらかに○をつけ、評価の基礎となる具体的内容を記入すること				
① 在職期間	在職期間		職名	年月数	実労働時間
	年 月 日から			年 月 日	時間
	年 月 日まで			年 月 日	時間
	年 月 日から			年 月 日	時間
	年 月 日まで			年 月 日	時間
等 ② 実 に 勤 務 し な か つ た 期 間 及 び 事 由 (休 職 ・ 産 休 ・ 育 休	事由		年月数	/	
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
(①の期間) — (②の期間)			年 月 日	時間	

上記のとおり勤務したことを証明する。

年 月 日	施設名 所在地 所属長	印
-------	-------------------	---

年 月 日	実務証明責任者	印
-------	---------	---

- (備考) 1 勤務成績の欄には、勤務の状況、教育力、社会性その他について記入すること。
 2 現所属で証明する場合、「期間」の終期は証明日と同日とすること。
 3 複数の施設における在職期間を証明する場合は、それぞれの施設ごとに作成すること。
 4 実務証明責任者とは、国立又は公立の施設については所轄庁、私立の施設については当該学校を設置する学校法人等の理事長をいう。

様式第 5 号 (第 32 条、第 33 条関係)

教科教育成績証明書				
氏名			現勤務校	
申請免許状				
所有免許状				
勤務期間	自 年 月 日 至 年 月 日			
	計 年 月 日	計 年 月 日	計 年 月 日	計 年 月 日
勤務校				
職名				
担当学年教科				
毎週担任時数	時間	時間	時間	時間
出願教科の担任 が可能かどうか の判断の理由				
学校長の意見				
上記のとおり副申する。 年 月 日 学校長職氏名 印				
上記のとおり証明する。 年 月 日 実務証明責任者 印				

(備考) 実務証明責任者とは、国立学校又は公立学校の教員については所轄庁、私立学校の教員については当該学校を設置する学校法人等の理事長をいう。

様式第 6 号 (第 33 条、第 34 条関係)

臨時免許状授与内申書			
宮崎県教育委員会 殿		年 月 日	
		学校長 職氏名	印
下記の者に臨時免許状を授与していただきたいので内申いたします。			
記			
氏名		職名・任用形態	
申請免許状		教科・領域	
任用予定日		授業開始日	
所有免許状			
(1) 臨時免許状を願う理由			
(2) 当該教員が申請免許の指導が可能と判断する理由			

別記様式第 7 号から別記様式第 9 号までを次のように改める。

様式第 7 号 (第 35 条、第 36 条関係)

県収入証紙貼付欄 (免許状 1 枚につき再交付手数料 1,100 円)

教育職員免許状再交付願			
宮崎県教育委員会 殿			年 月 日
ふりがな		旧姓	生年月日 (和暦) 年 月 日
氏名			本籍地 (都道府県)
現住所			電話番号
私は、下記の理由により教育職員免許状の再交付を申請します。 なお、当該免許状について、当初授与されたものが今後発見された場合、その免許状は無効なものとして、宮崎県教育委員会に返還することを誓います。			
氏 名 _____ (自署)			
記			
理 由	(破損・紛失・教育職員免許法施行法第 1 条・その他)		
免許状の種類 (例：中学校一種)	教科・領域 (例：国語)	番号	授与年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

- (備考) 1 再交付は宮崎県で授与された免許状に限る。
 2 免許状の番号及び授与年月日が不明な場合は記入不要。

様式第 8 号 (第 36 条関係)

県収入証紙貼付欄

(免許状 1 枚につき書換手数料 870 円)

教育職員免許状書換願

宮崎県教育委員会殿

年 月 日

ふりがな		旧姓		生年月日	(和暦) 年 月 日
氏名					
現住所				電話番号	
私は下記の身上異動により、教育職員免許状の書換を申請します。					
記					
身上異動年月日	年 月 日				
異動の事由					
本籍地	異動前	都道府県			
	異動後	都道府県			
氏名	異動前				
	異動後				

- (備考) 1 書換は、宮崎県で授与された免許状に限る。
2 関係書類として免許状原本と戸籍抄本を添えて提出すること。

様式第 8 号の 2 (第 36 条の 2 関係)

県収入証紙貼付欄

- ・証明手数料 証明書枚数×400 円
- ・同一免許状を複数枚申請する場合も、手数料は証明書の枚数分貼付すること。

教育職員免許状授与証明書交付願

年 月 日

宮崎県教育委員会 殿

ふりがな				生年月日 (和暦)	年 月 日
氏名		旧姓		本籍地	(都道府県)
現住所				電話番号	

下記免許状の授与証明書交付を申請します。

記

免許状の種類 (例：中学校一種)	教科名 (例：国語)	番号	授与年月日	証明書枚数
			年 月 日	枚
			年 月 日	枚
			年 月 日	枚
			年 月 日	枚

- (備考)
- 1 証明は、宮崎県で授与された免許状に限る。
 - 2 免許状の番号及び授与年月日が不明な場合は記入不要。

様式第 9 号 (第 37 条関係)

免許教科外教科教授担任許可申請書

年 月 日

宮崎県教育委員会 殿

所在地
設置者
学校名
校 長

本校において下記のとおり免許教科外教科教授担任の必要があるので、教育職員免許法附則第 2 項の規定により申請します。

記

1 許可申請期間

年 月 日 ~ 年 月 日

2 申請教科及び時間数等

教諭氏名	所有免許教科名及び申請教科名とそれらの週時間数				教職年数	申請事由 [(1)~(6)]
	所有免許教科名	同左週時間数	申請教科名	同左週時間数		

3 2の申請事由 (下記の選択肢表により選び、番号で記入すること。)

当該教科の免許状を有する教員が校内に	いる	教員間の校務分掌等の勤務時間の平準化	(1)
		特別支援学級の生徒への指導のため	(2)
		配置された当該教科免許保有者が少なく、授業時間数を満たすことができないため	(3)
		その他特別な指導の充実のため ※4の記載欄に理由を記載すること	(4)
	いない	定数内で当該教科免許の免許を持った教員を配置できないため	(5)
		病欠、産休、育休による欠員のため ※4の記載欄に理由を記載すること	(6)

4 (4)又は(6)の理由記載欄

--

第 号

免許教科外教科教授担任許可書

上記のとおり許可する。

年 月 日

宮崎県教育委員会



別記様式第9号の2中「平成」及び「団」を削る。

別記様式第11号を次のように改める。

別記様式第 11 号（第 39 条関係）

返 納 命 令 書

1 氏名

年 月 日生

2 本籍地

3 免許状の種類

4 免許状の授与権者名

5 免許状の授与年月日

6 免許状の番号

7 失効の年月日

上記の教育職員免許状は、下記の事由により失効したので、この命令書交付後 30 日以内に返納するよう命令する。

記

失効の事由

年 月 日
宮崎県教育委員会 印

殿

別記様式第12号から別記様式第14号までの規定中「@」を「(自署)」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和4年3月1日から施行する。
(用紙に関する経過措置)
- この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の教育職員免許法等施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

教育職員免許の更新等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月24日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第2号

教育職員免許の更新等に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許の更新等に関する規則(平成21年宮崎県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第8号までの規定中「(印)」を削る。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和4年3月1日から施行する。
(用紙に関する経過措置)
- この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の教育職員免許の更新等に関する規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

教育委員会告示

宮崎県教育委員会告示第1号

宮崎県文化財保護条例(昭和31年宮崎県条例第15号)第4条第1項の規定により、次のとおり宮崎県指定有形文化財に指定する。

令和4年2月24日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

種 別	名 称	所 在 地	所 有 者
県指定有形文化財	都城島津家伝来史料	都城市早鈴町18街区5号都城島津邸	都城市

宮崎県教育委員会告示第2号

宮崎県文化財保護条例(昭和31年宮崎県条例第15号)第5条第1項の規定により、次のとおり宮崎県指定有形文化財の指定を解除する。

令和4年2月24日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

種 別	名 称	所 在 地	所 有 者
県指定有形文化財	三国筆苑	都城市早鈴町18街区5号都城島津邸	都城市
県指定有形文化財	庄内地理志	都城市早鈴町18街区5号都城島津邸	都城市
県指定有形文化財	鉄錆地南蛮胴具足	都城市早鈴町18街区5号都城島津邸	都城市

県指定有形文化財	高麗虎狩図屏風	都城市早鈴町18街区5号都城島津邸	都城市
県指定有形文化財	三猿蒔絵鞍籠	都城市早鈴町18街区5号都城島津邸	都城市
県指定有形文化財	本田文書	都城市早鈴町18街区5号都城島津邸	都城市
県指定有形文化財	列朝制度	都城市早鈴町18街区5号都城島津邸	都城市

--	--